

東京23区の大学の定員抑制に係る暫定的な対応 (平成30～31年度分)について

	昨年9月末に対応した内容	今回対応する内容
抑制方法	既存の告示とは別の特例告示を制定	
抑制の対象となる申請	A. 平成30年度の収容定員の増 (申請：昨年10月)	—
	B. 平成31年度の大学の設置 (申請：昨年10月)	—
	—	C. 平成31年度の学部等の設置 (申請：今年3月) 平成31年度の収容定員の増 (申請：今年3月、6月)
抑制内容 ・ 例外事項	<p>東京23区の大学の収容定員増に関する申請を認可しない（定員の抑制）。</p> <p>【抑制の例外事項】</p> <p>①施設整備等の必要な投資を行う場合であって、一定の時期までに機関決定等を行っている場合</p> <p>②東京23区所在の専門学校が当該学校の定員を活用して専門職大学を設置する場合</p> <p>③医学部地域枠による臨時定員の増</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」の最終報告、総合戦略（2017改訂）を踏まえ、可能な限り、立法措置に基づく規制と同内容（社会人、留学生の例外的追加等）になるようにする。

平成31年度に開設しようとする大学の学部、短期大学の学科若しくは私立の大学の学部の学科の設置又は大学若しくは短期大学の収容定員増の認可の申請に対する審査に関し、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準の特例を定める件 概要

平成29年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017改訂版）」においては、東京の国際都市化に対応する場合や若者の東京圏への転入増加につながらない場合等のように、真にやむを得ない場合は例外とすることとされた。その方針を受け、平成31年度の学部学科の設置及び収容定員増について以下のとおり定める。

※下線の項目は「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版)」を踏まえ、今回新たに追加するもの。

(1) 平成31年度に開設しようとする①大学の学部・学科、②短期大学の学科の設置の認可の申請の場合

東京都の特別区に所在する①大学の学部・学科、②短期大学の学科の設置でないこと。ただし、次の場合は除く。

- ① 設置に伴い校舎等の施設又は設備の整備を行う場合であって、平成29年9月30日までに申請についての意思の決定がなされたことを証する書類を公表している場合
- ② 夜間・通信教育を行う学部・学科を設置する場合
- ③ 授業の半数以上を1都3県以外で行う（例えば、1・2年生時は東京で履修し、3・4年生時は地方で履修する）学部・学科を設置する場合
- ④ 東京都の特別区内の定員の範囲内で、既存の学部等の改廃により、新たな学部・学科を設置する場合

(2) 平成31年度に開設しようとする大学・短期大学の収容定員増の認可の申請の場合

東京都の特別区に所在する大学・短期大学の収容定員増でないこと。ただし、次の場合は除く。

- ① 収容定員増に伴い校舎等の施設又は設備の整備を行う場合であって、平成29年9月30日までに申請についての意思の決定がなされたことを証する書類を公表している場合
- ② 夜間学部・通信教育を行う収容定員増の場合
- ③ 授業の半数以上を1都3県以外で行う（例えば、1・2年生時は東京で履修し、3・4年生時は地方で履修する）収容定員増の場合
- ④ 1都3県内で履修する学生数を増加させない収容定員増の場合
- ⑤ 東京都の特別区内の定員の範囲内で、既存の学部等の改廃による収容定員増の場合
- ⑥ 地域の医師確保のため（いわゆる医学部の地域枠）の臨時定員増の場合
- ⑦ 外国人留学生・社会人である学生を増加させる収容定員増の場合

(3) 施行期日

- ・ 公布日施行

(4) 今後のスケジュール

- ・ 1月12日～2月10日 パブリックコメント
- ・ 2月下旬 告示の公布
- ・ 3月 1日～3月31日 申請の受付

【抜粋】

(2) 東京の大学の定員抑制

① 基本的考え方

- 以上のような状況を踏まえ、近年学生数の増加が著しい東京都特別区（23 区）においては、原則として大学の定員増を認めないこととする。

なお、定員の抑制にあたっては、東京の国際都市化に対応する場合や、若者の東京圏への転入増加につながらない場合のように、真にやむをえない場合は例外扱いとすることは差し支えないと考えられる。

② 具体的取組

(抑制の対象とする学校種)

- 抑制の対象とする学校種は、国立・公立・私立の大学（短期大学を含む）とするべきである。

- 大学院については、学術の理論・応用を教授研究し、大学よりもより高度な専門人材を養成し、研究拠点を形成するとともに、東京の国際都市化に対応して、世界のブレーン・サーキュレーションを担う人材の養成などに寄与しており、また、自大学の学部からの進学割合が高く、大学と比較して、地方から東京へ若者が流入する割合が低いと考えられることなどから、抑制の例外とするべきである。

- 専門職大学については、原則として抑制の対象とすることも考えられるが、実践的な職業教育を行い、社会人等多様な学生を受け入れる新たな学校種であることから、東京 23 区においても、社会ニーズへの対応、東京一極集中是正の双方の視点を踏まえつつ、例えば、一定の期間（例えば、5 年間程度）、新設を認めるべきである。

なお、専門職学科については、専門職大学と同様に扱うべきとの意見がある一方で、全体の中でスクラップ・アンド・ビルドを行うなど専門職大学とは異なる取扱いにするべきという意見もあり、引き続き検討が必要である。

(スクラップ・アンド・ビルド)

- 東京 23 区内に所在する学部・学科の収容定員の総数の増加を伴わない学部・学科の改編等（スクラップ・アンド・ビルド）は東京 23 区の学生の増加・集中にはつながらないことから、抑制の例外とするべきである。ヒアリングにおいて、他学部の定員削減により、大学全体の定員を増やさず、教員の配置転換も積極的に進めて新設さ

れた滋賀大学のデータサイエンス学部や宇都宮大学の地域デザイン科学部のような事例がある一方で、上智大学の総合グローバル学部の新設時は、教員の配置等の関係から他学部の定員を同時に減少することは困難であるとの意見もあった。

これらのことを踏まえ、新たな学部・学科を新設することに伴い、旧来の学部・学科を廃止する移行期間については、一時的に収容定員の総数が増加することを認めることも考えられる。

- 短期大学から4年制大学に転換する場合や、専門学校が専門職大学・専門職短期大学を設置する場合、大学全体や一部を統合等する場合など、東京23区に所在する高等教育機関がその収容定員を活用して、東京23区に他の高等教育機関を設置する場合は、上記のスクラップ・アンド・ビルドと同様の趣旨で、抑制の例外とするべきである。

ただし、専門学校の定員の管理は大学等の定員管理とその仕組みが異なっているため、制度設計には留意が必要である。

- 一方で、スクラップ・アンド・ビルドの徹底に当たっては、以下の点に留意が必要である。
 - ・単に既存大学の総定員の枠を温存することにならないよう、新学部・学科の設置等に当たっては、その必要性や教育の質が担保されるような仕組みを設けること
 - ・定員削減を行う場合や、学生や社会のニーズを踏まえた学部・学科の見直しを行わない場合の両面から、交付金等の配分の検討を行うこと
 - ・現在は認可事項となっていない学内の学部・学科間の収容定員の振替え、学部・学科の収容定員増を伴わないキャンパス移転等による東京23区の定員増も含めて抑制の対象とするべきであること

(抑制の例外)

- 留学生については、東京が国際都市として発展していくためには、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月閣議決定）や「留学生30万人計画」（平成20年7月）において言及されているように留学生の受け入れ促進が重要であること、また、地方から東京への若者流入にはつながらないことから、抑制の例外とするべきである。

ただし、留学生を抑制の例外とするに当たっては、留学生以外を含む全体の収容定員の増員に関する適切な設置審査の実施や、当該定員における学生の受入れ状況の管理を適切に行う必要があるとともに、教育の質の確保にも配慮することが必要である。

○ 社会人については、個々の社会人の資質・能力の向上が必要であり、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」や「未来投資戦略 2017」（平成 29 年 6 月閣議決定）において言及されているリカレント教育等の充実が不可欠であること、また、リカレント教育の推進のためには、職場に近い大都市部にその学びのための場所が必要であるが、職場近くでの学び直しは東京への若者流入にはつながらないことから、抑制の例外とするべきである。

なお、通信教育については、学生が東京 23 区に居住する必要がなく、夜間学部についても、リカレント教育を推進するため、抑制の例外とするべきである。

○ 校舎等の施設又は設備の整備を行うなど必要な投資を行う場合で、既に収容定員増について機関決定を行い、公表している場合は、大学経営に影響を及ぼすおそれがあることから、抑制の例外とするべきである。

○ 一都三県外に所在する大学の学部・学科が東京 23 区にキャンパスを新增設・拡充して、一部の学修を東京 23 区において実施する場合は、例えば、1・2 年生時は東京で履修し、3・4 年生時は地方で履修するような場合は、地方の若者の東京圏への転入増加につながるものとは言えないことから、抑制の例外とするべきである。

なお、東京 23 区に所在する大学の学部・学科が一都三県外にサテライトキャンパスを新增設・拡充し、学部・学科全体としては収容定員が増加する場合（一部の学修を地方において実施する場合）は、地方キャンパスで一部の学生が履修することにより、東京 23 区で履修する学生数が増加せず、また地方での就学機会の増加に資するものであることから、抑制の例外とするべきである。